

(案)

茨城県企業局新財務会計システム構築業務委託契約書

茨城県企業局（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、茨城県企業局新財務会計システム構築業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1） 委託業務名 茨城県企業局新財務会計システム構築業務委託
- （2） 業務の内容 仕様書のとおり
- （3） 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。

2 前項のほか、甲は、委託業務の実施方法について、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、委託業務の実施結果を検査確認した後に、以下の支払計画により、当該期間の委託料を乙の請求により精算払いで支払うものとする。

【支払計画】

委託業務期間	金額
令和8年度 (令和8年 月から 令和9年3月まで)	_____円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円)
令和9年度 (令和9年4月から 令和10年3月まで)	_____円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円)

2 乙は、第20条第2項の規定による通知を受けた後に、書面により甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰する事由により前項の委託料の支払が遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、委託料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘定して決定する率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県企業局会計規程第79条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

（指示等及び協議の書面主義）

第6条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以

(案)

内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、この契約の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第8条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託の内容、再委託先、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督の方法等を甲に届け出るものとする。

3 乙は、第1項ただし書の規定による再委託を受けた再委託先に、第9条、第10条、第11条、第12条、第23条及び第24条の規定を遵守させなければならない。

(責任者等の届出)

第9条 乙は、契約締結後、速やかに作業場所、責任者及び業務従事者を特定し、甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業員に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(目的外使用等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業員に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(資料等の貸与等)

第12条 甲は、委託業務の実施のために、必要に応じ乙に対して資料等（以下「貸与品」という。）を貸与するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から貸与された貸与品の引渡しを受けたときは、速やかに甲に借用書を提出しなければならない。

3 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、個人情報等重要な情報を含む貸与品を取り扱うときは、次のとおり管理しなければならない。

- (1) 授受について記録すること。
- (2) 業務従事者以外の閲覧を禁ずること。
- (3) 他の業務で取り扱う情報が記録された同等品を保有する場合は、区分すること。
- (4) 鍵の掛かる場所に保管すること。
- (5) 運搬又は送信する場合には、暗号化等の措置を講ずること。

5 乙は、委託業務の内容の変更、全部又は一部の終了、この契約の解除等によって不要となった貸与品を、甲の定めるところにより、速やかに甲に返還しなければならない。なお、甲の承諾により貸与品を複写又は複製した場合においても、廃棄又は甲に返還しなければならない。

6 乙は、その故意又は過失により貸与品が滅失、毀損又はその返還が不可能となったときは、甲の定めるところにより、代替品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(運搬責任)

第13条 委託業務にかかる貸与品及び仕様書に定める成果品（以下「成果品」という。）の運搬は、甲が別に定めるものを除くほか、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(案)

(施設等の使用)

第 14 条 乙は、委託業務遂行上必要があると認められるときは、甲に対し、甲が所有する作業場所及び通信施設（以下「施設等」という。）の使用を要請することができる。

2 甲は、乙から前項の要請があり、必要と認めたときは、施設等は無償で乙に貸与し、又は提供するものとする。この場合において、甲は、使用上の条件を付することができるものとする。

3 乙は、前項の規定により施設等を使用するときは、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。（進捗状況の報告等）

第 15 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の進捗状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の規定により委託業務の進捗状況について報告を求められたときは、甲が指示する方法、時期及び内容により、これを報告しなければならない。

3 乙は、甲からの指示がある場合には、定期又は随時に打合せ会議を開催し、その議事内容及び結果について、書面により議事録若しくは報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(甲の管理)

第 16 条 甲は、情報セキュリティ確保その他の必要があると認めるときは、乙（再委託先があるときは再委託先を含む。）の作業体制、作業場所、情報の管理及びその他業務の履行状況について、乙の作業に対する監査及び作業の実施にかかる指示を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の規定による作業に対する監査及び作業の実施にかかる指示があったときは、これに従わなければならない。

(業務内容の変更等)

第 17 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第 18 条 この契約の締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づく経済状況の変動により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議のうえ、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更することができる。

(履行期間の延長等)

第 19 条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を示して履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、乙の責めに帰する事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができるものとする。

3 前項の損害金の額は、延長日数に応じ、委託料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘定して決定する率を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）とする。

(実績報告及び検査)

第 20 条 乙は、年度ごとに、委託業務実績報告書（様式第 1 号）及び成果品を各年度の 3 月 31 日までに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により委託業務実績報告書及び成果品の提出を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、合格した場合は、そ

(案)

の旨を乙に対して通知するものとする。

- 3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、委託業務補正報告書(様式第2号)及び補正した成果品を甲に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲が前項の委託業務補正報告書及び補正した成果品の提出を受けた場合について準用する。

(契約不適合の場合の担保責任)

第21条 前条の検査完了後、納入物について、本契約及び仕様書により定められた本契約の内容との不適合(以下「不適合」という。)が発見されたとき、乙は、自らの裁量により、不適合を修補するか、代替物を納入するか(以下、総称して「修補等」という。)又は不適合により甲が被った損害を賠償するものとする。ただし、乙がかかる不適合を負うのは、納入物の引き渡しを受けたときから1年以内に甲から乙に具体的な不適合の内容を書面で通知を受けた場合に限る。

- 2 前項にかかわらず、不適合が甲の提供した貸与品又は甲の与えた指示によって生じた場合には、乙は前項の修補等又は損害賠償の責任を負わないものとする。ただし、乙がその貸与品又は指示が不適当であることを知りながら告げなかった場合はこの限りではない。
- 3 乙が第1項に基づき不適合を修補等した場合において、不適合の原因が乙の責に帰すことのできないものであった場合は、乙は甲に対し、不適合の修補等に要した費用を請求することができるものとする。
- 4 本契約の他の定めにかかわらず、乙が納入物について、検査完了後に甲に対して負う責任は、債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為、製造物責任その他請求原因の如何にかかわらず、本条で定めた範囲に限られるものとする。

(個人情報保護)

第22条 乙は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(事故発生時の報告)

第23条 乙は、委託業務を実施するに当たり、常に事故の防止に努めるとともに、事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、かつ応急措置を講じ、遅滞なく事故の報告書並びに今後の対策方針を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、公益上特に必要があると認めたときは、当該事故の内容を公表するものとする。

(部分使用)

第24条 甲は、第20条の規定により乙から提出を受ける前において、成果品の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(一般的損害及び天災その他の不可抗力による損害)

第25条 委託業務の実施に当たって発生した乙の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、その限度において甲がこれを負担するものとする。

- 2 乙がこの契約の履行に関して第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものは、その限度において甲が負担するものとする。

- 3 第1項ただし書及び前項ただし書の規定により甲が負担すべき額は、甲乙協議により算定するものとする。

(甲の解除権)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始若しく

(案)

は特別清算開始の申立てを受けたとき。

- (3) 銀行取引を停止されたとき。
- (4) 電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) その他この契約の目的を達成することができないと甲が判断したとき。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に委託業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を乙に支払い、その引渡しを受けることができる。
- 3 乙は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。
- 4 甲は、乙が前項の違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘定して決定する率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息を請求することができる。
- 5 第1項の規定によりこの契約が解除されたことによって乙又は第三者に生じた損害については、甲は賠償の責めを負わないものとする。
- 6 第3項の違約金は、第29条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（乙の解除権）

第27条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第18条第1項の規定により委託業務の内容が変更されたため、委託料の額が3分の2以上減少するに至ったとき。
- (2) 第18条第1項の規定による委託業務の中止期間が3か月以上に及ぶとき又は履行期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

（解除に伴う措置）

第28条 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失、毀損又は返還が不可能となったときは、乙は、代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が甲の解除権の行使によるときは甲が定め、前条の規定による乙の解除権の行使によるときは甲乙協議して定める。

（損害賠償）

第29条 甲は、第26条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

2 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

（権利の帰属）

第30条 委託業務の実施（第8条第1項ただし書きの規定により第三者に再委託等して実施した場合を含む。）により発生した著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利（以下「著作権等」という。）について、同種の調査（設計）等に共通的に利用されるノウハウ等に係るもの（以下「共通ノウハウ等の著作権」という。）を除き、甲乙共有（持分については別段の定めがない限り均等）とする。

2 甲は、前項の規定により発生した甲乙共有の著作権等及び乙に留保される共通ノウハウ等の著作権に

(案)

ついて、委託業務の成果品を利用するために必要な範囲でこれを使用することができるものとする。

3 甲は、その使用のため必要がある場合は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は同項第4号に該当しない場合においても、成果品を改変し、また公表することができるものとする。

4 乙は、事前に甲の書面による同意を得なければ、基本パッケージソフト部分を除き、成果品を公表することができない。

(第三者の権利侵害)

第31条 乙は、甲に対して、成果品が第三者の著作権、工業所有権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

2 成果品が第三者の著作権、工業所有権その他の権利を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(相殺)

第32条 甲は、乙に支払を請求することができる債権がある場合は、乙に対し支払うべき委託料と相殺し、なお不足のあるときは、不足額を徴収するものとする。

(帳簿等)

第33条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から5年間保存するものとする。

(契約の費用)

第34条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(合意管轄)

第35条 本契約に関し訴訟が生じた場合には、甲の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(信義則)

第36条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約書に定める事項を履行するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第37条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の決定)

第38条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県公営企業管理者
企業局長

乙

別記

特 記 事 項

1 受託者の責務

この契約の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

この契約を履行するため個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

なお、収集した個人情報は、委託業務の終了後、甲に返還すること。

3 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

この契約を履行するため収集し、作成した個人情報は、この契約を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 複写又は複製の禁止

この契約を履行するに当たって取り扱う個人情報が記録された帳票等（磁気ディスク、磁気テープその他の電子的記録媒体を含む。以下同じ。）は、複写し、又は複製しないこと。

5 返還義務

この契約を履行するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、契約期間の終了後、速やかに甲に返還すること。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(案)

様式第1号

茨城県公営企業管理者 企業局長 殿

受託者 住 所
商号又は名称
氏 名

委 託 業 務 実 績 報 告 書

令和 年 月 日付で締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので委託契約書第20条第1項の規定により報告します。

記

1 実績報告

実施年月日	実施業務内容	備考

2 成果品

(案)

様式第2号

茨城県公営企業管理者 企業局長 殿

受託者 住 所
商号又は名称
氏 名

委 託 業 務 実 績 補 正 報 告 書

令和 年 月 日付で締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり補正実施したので委託契約書第21条第3項の規定により報告します。

記

1 実績報告

実施月日	実施業務内容	備考

2 成果品